濟經學大國帝都京

窜 號

华四和昭

	034, 1-8					_
交通事業の經營主體・・・・・・- 經		リカアドウの恐慌論・・・・・・	明治初年の大阪の新工業・・・・經	包括社會學概念批判・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	營利の事業に屬せざる一時の所得:・ 法	T2
神學	海	神 沙 以	海	交 學 傾	惊	
:Ĭ:	7:	-J:	-1:	:J:	7:	
小	大	谷	黑	米	神	
島具	塜	口	Œ	田 庄	戶	
		吉			īΕ	
鄍	朗	彦	巖	郮	雄	
	通事業の經營主體・・・・・・	通事業の經營主體・・・・・・經濟學は 小 鳥 昌 太算に依る企業の統制・・・・經濟學は 大 塚 一	通事業の經營主體・・・・・・經濟學は 小 鳥 昌 太算に依る企業の統制・・・・・經濟學は 大 塚 一カアドウの恐慌論・・・・・・經濟學は 谷 口 吉カアドウの恐慌論・・・・・・	通事業の經營主體・・・・・・經濟學中 小鳥 昌太治初年の大阪の新工業・・・・經濟學士 大 塚 一方アドウの恐慌論・・・・・・經濟學士 そ 口 吉	通事業の經營主體・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	河の事業に屬せざる一時の所得・・法學博士 小 鳥 昌 太活和會學概念批判・・・・・・・ ※ ※ 選及士 米 田 庄 太

埜

新 年 特 别

號

載

營利の事業に屬せざる一時の所得

神 戶 Æ

雄

るものろ此に該當するもの二各個の問題と共解釋A營利の事業に屬する所得B公益事業に屬する所得C非營業的資却による 解釋論(一瞥利の事業に屬せざる一時の所得の意義A共分拆的説明い費利ろ事業は一時B綜合的説明い此に該當せざ

総言(本論の目的)

第二段 所得口贈與E物品貸付所得F勞務報酬所得G原稿料及印稅円借金の棒引工保險金の受額) 立法論 (一所得の本質上二課税技術上三經濟政策及其他の國策上)

緖

結論(全文の吸旨)

言

ざる一時の所得さいふものを舉げて居る。處が其意義及內容には由來大な疑問がある。旣に甞て 我邦の所得稅法にては、第三種所得稅の課稅物件の消極的範圍の一として、營利の事業に屬せ

第二十八卷

管利の事業に屬せざる | 時の所得

得る

結 果

Ļ 行政裁判所に持出されて漸くにして解決された點もあるが、 さしては區々なる處理ともなり. 其にて未だ決定せられず、 日常、 同一物にても或は兇ぜられ、或は課稅せらるるの不公平を見て 税務當局の収扱つて居る處理の仕方にも疑問が存し、 **共裁判例自身にも疑問が** 存し

第一段 解 粿

諭

につき卑見を述ぶるのも無益であるまいと思ふの故に、

居る。

私は年來、

此に不滿を懷くものであるのであるが、同感の士また少からずと思ふので、之

此に之を述べるであらう。

(一營利の事業に屬せざる一時の所得の意義)

(A) 其分拆: (い) 警利 的 說明 は一両

の如き價値を收得せんとするものである(註一)。斯くて商業、交通業、保險業、 るに對し、營利は經濟交通界から貨幣價値を收得し、 -----**營利** 生産ご對立する。 生産が自然界から技術的 而かも其にて費したるよりもより多く に價値を作り出する 人的 動務及自由職

業(官公吏醫師辯護士著述家美術家等)の行為が鬢利であるは勿論、原始産業 (農業牧畜、

ぐるを期するだけにては營利であり、即ち營利的住産であり、 鑛業)、工業も、其が單なる自給的經濟に屬せずして、其產物を經濟交通界に持出して 利得を舉 特に税法にては通例、

彼等の自給

水産

の斯

り貨 澗 1= 收 立 的 ばならぬ。 であつて、 とであり、 に於ては、 得 ÌΞ 基 して使用 生産物をも營利的生産物に準じて所得に計算して課税する所である(註三)。營利 差別 一个个个 かゝ す ずし る (扱するの要を認め 値 U) 公盆 以は 營利は又、公益と對立する。 其の全く之なくして大なる價値をも擧ぐることは を收 は營利で せらるる。 得し、 營利 費す所なくして價値を收 は廣く公共の有無形 75 とは 假分、 い ılli か ŀ やうに ない。 は も投した ľ 經濟交通界から貨幣價値を收得しても、 にも見ゆ ない 普通 るよりも多 能三。 ون の瞥利 るけ 利 營利は收得者が其れ自らの為めに貨幣價值 b **益を計ることである。** たも ñ だから鶯利 ども(証理)、 に於ては其の費用 < のに外ならずして、 の價値 どは經濟 **払は矢張** を收得 むしろ其の最も希望する所でなけ 人の行 交通界 Ł の出來るだけ少きここを期する b h 咙 5 から力 カの \$ å 經 爲が單に營利 濟交通 Ū) 3 を費し 關 b 係に U) に依らずして他人よ 界 Ţ は又、 ごで収 あ かっ よりて收 を收得するこ ક્ **ئ** 0) Zx 得 課徴と對 を計 す Ħ 無 得す 佰 0)

躰

倸

τ

ح

所

註 Ż١ 一此は又、 7 イリ 般交換財、 ツポビツチは、 貨幣の形に於ける利得を捌するものである。 聲利は交通經濟的組織 ŧ 問提し、 他人の所有から牧得者への既存財の移轉であり、 同時に管利にも屬する 生産の例は之を原始産業、

さも

ΙĻ

單.

子に公益

のみ

ze

計るこごもあつて、

其等の

場合は

眀

胍

E

區

刎

し得

る

ij

n

間

k,

此二

0)

é

ره

を併

せ計

ること

かき

あつて、

此

場合

に其を何れ

に屬せしむべ

きゃ

Ü

벰

斷

ï

併し其は主

12

る

目

的

0)

所在

10

より

て決

ⅉ

る

O)

外

ぁ

るまい

利の事業に屬せざる一時の所得

---郅

號

Jţ

1

曽利の事業に鏖せざる一時 中の所得

第二十入卷

即

躮.

四

有を別としては、 轉は共が經濟主義の原則(出來るだけ小な費用にて出來るだけ大な效用を得んとする)によりて行はるるときは、 文化の高い時 生産に基かざる質利分科は商業、 代には恰も其が主として行はるる。 財は唯だ生産のみによりて生じ得る。 交通、 其は他の經濟主體から財を移すことに依るものである。 保險 併し各箇の經濟主體に取りては、尚ほ他の財調達の可能性があつて、 人的勤務及自 由職業に現はると爲し、 グル ンツ そして此 n ıţ 水來 の如き移 は占

住三 三)りE・、いことを規定すといふて居る。 に計算せらると鑑し、 ベラフエ 力齢により行はれざるときは贅利だといふ。 ールデ × иţ 實際立法にては到る處に、 立法者は道例、 農業者及小工業者にて家計から消費せらるる其の産物を所得中より除 何ほ福田博士は鬱利を以て貨幣價値を吹得する行為だとして居る。 いりがったじりかをりを得るとする)によりて行はるるときは、即ち贈り 4: 産者から生産せられ、 且つ彼及其家族から消費せらるる産物が か 肵

7.

削註 ルンツェ 参照

註四 煎註 グ シン ッエ ماد 愛照

繼續 を通じ、 的 (ろ) 車 計 業 盐 敷代を通じて行はるることもあり。 的 15 衍 營 は 利 るもので 0) 事 業 خ なけれ v ふさきに、 ばならぬ。 其 少くとも或多少の期間引續い は 岩干 單 15 る營利 Ó 時 間 とは を通 でて、 異 る。 其れ 其 は て行は 單なる行為では は時としては るるも 人の のでなけ なく、 生涯

の所得 前 記 0) とは継 説 朋 を綜 緍 合 的 所得と對立する。 して營利 O) 事 業 に属せざる 回 的 肵 得と 時時 ٧v の所得に該當するものと、 ふる同 じである。

然らざるものとを區別して見ると、

次の

加

くになる。

(B)

綜

合的說明

n

ばならぬ

(は) 時

時

- Philippovich, Grundriss d. politischen Oekonomie. I. 5 Aufl. S. 108-109. 1) Gruntzel, Allgemeine Volkswirtschaftslehre, S. 3. 總田博士、經濟學原理、 (改造礼版、經濟學全集第二卷) 230.
- Bela Földes, Fw. 2 Aufl. S. 370. Lotz, Fw. S. 448. 2)

- (い此に該當せざるもの)
- (3 營利の事業に屬する繼續的所得、)(2 營利の事業に屬する一時の所得、)(1公益事業に屬する繼續的所得、
- ろ此に該當するも)
- 3 單なる公益に屬する一時の所得 2 單なる營利に屬する一時の所得(註五)、)(1)公益事業に属する一時の所得、
- (4)公益にも營利にも屬せざるの一時の所得(誰だ)。
- (註五) あらう。單なる公益に属する所得についても亦同じ。 一時的性質を有つべく、陥ふて此に繼續的の所得はない。 - 單なる營利に屬する繼續的所得といふものがあり得るやうにも思はるるけれども、單なる營利たる以上は、ハ・・・・・・・・ 其所得が繼續的に見へても、其所得は恐くは各別々のもので 其所得は
- のである。併し私自らは此も一の營利として可と思ふ。 れるものがあり得るから、共見地を想像して暫らく之を加へて置く。卽ち例之、相曰、 公益に爡するともいひ難く、 見様によりては公益か管利かの何れかに入れることが出來るが、又見様によりては其の何れにも入らぬのだとも 俳し又管利に盛せずともいはるることがあるから、此の如きものを見て假りに之を揚ぐる 贈與による 一 時 Ø 所得の如き、

いは

管利の事業に屬せざる一時の所得

第一號

のに 就 個 悸利 ΰj 開 題 之を適用して解釋することとならなくては)と其解 釋 |-以上、 一般的説明を為したるさきに、 なら 12 次ぎに各個の問題となるべきも

営業を、 5 N 利 事業 (A) 營利 さして例之、 ک ر 営利 營業場を設けて營むときにのみ取 の事業に属する所得 ひ得る の事 營業收益稅を課せられ 業に屬せざる一時 ものから出 る所得は、 ―農商工業は勿論、 の所得とはならない。其の營利事業といふさきには、 繼續的 るものとは限られ。 らるることとなる。 のものも一時的 自由 「職業に屬するものといへども、茍くも營 此收益稅にては、 けれども所得枕 のものも、 凡べ 營業者 の場合 てが當然に課 λŝ 10 は 人を中 定 肵 0)

3, **نا** خ 3 きる ~: 12 きものどする(誰也)。 其 カ 其人の 1= ら例之、 年を通 住處を土臺さし、 戜 じて Л か それ 肵 利 得 消 から勞務提供業者 زن 營業としてでなく、 計算 彼が營利 さるるだけにては矢張 事業 例之、 ごして

營利行為を

反覆

総額して行 單なる投機を不斷、 料理 屋 り營利の事 の給 化: の受く 行ふて得つつ 業 ょ る心 りの 陋 肵 ^ 得 0) あ ば 如 حح 足 Š U る -[利 は B

課

稅

z

の贈

得

Ø

如

T

đ

種

U)

鶛

稅

勞務 より 與ごも見 12 剉 する らる るが、 報償 ご見るべきもので、 然るときは營利 に魘 の營利で せずどもさるるが、 あり、 否な彼 併し此は單純 い響利 の事業に 7; る贈 朅 興で は 營利 I は

であるが、 生ず る機績 實際の税務に於ては此の如くに不明瞭なるものは到底、 的 |所得として課税すべき所得とされ なけれ ばならぬ(玉八)。理論

大部分摑み得ないであらう。 1;

さい

然り

0)

事

業

其利 る Ļ 論 とになる。其處で例之、學會(公益法人として兇稅規定にか)所得 (C非營業的賣却 (B公益事業に属する所得) (註九) (註七) 告) だとなつて居る 屬 すと解释せらるる。 其 益 慷 U) U) 共が此替業に於ける損益に影響する。不販産商人が家屋又は土地を資却し、 計算 米園法にては、 如 我國の行政裁判例にては、 貼 的 3 的 0) もの の所得に至つては之を押さへることは六つかしか に現はれ (大正八年第三十九號) 共 でも か チ ~繼續 τ ップ 肵 凡べて捕捉しなくてはならぬが(註九)、醫利 ИÌ 得 課税せらるるけれども、 的 贈物の形を取つても、 数年來反覆繼續して行ひたる定則米敦賢なる商行為に依る所得は營利の事業に屬する所得 かも は其一時の所得は発せられ、 非營業的の個 (1) 同年十一月二十六日第一部宣告, tz 銀行家が共經營資本に属する有價證券を豎却するときに、共作金は營業收益に る以 正は 倒は、 人は 課税せらるることにな 爲されたる勤務に對する支挑であり、 勿論 個 X O) 營業者にては可 か 大正十二年第十九號、 **繼續的のもののみが課税せらるるこ** らないやうな)の基本財産より . چ ک 營業者に 法人の なり 場合にはまだ其が 同年七月二十七日第一部宣 受領者にとりて所得を成 多く逃げられ 其營業關係

Ġ

ĄJ

が

此

b

可な

りに多く逃が

されて居るさ思

\$

普通の營業者の所得に至つては

総約

的 U)

は 勿

やう

結局

鑑

師

|辨護士等の所得は營利の事業に劚する所得として、凡べて之を捕捉して課税されなくては

3) 野學、租稅判例總證、6or.

生

營利

の事業に屬せざる一時の所得

第二十八卷

-t:

第

號

٠Ŀ

のこと、

τ

ģ

以外

I.

依

3

- Holmes, Federal income tax. 6 ed. p. 526. 4)
- Fuisting, Grundzüge der Steuerlehre. S. 140-150. 5)

第二十八卷

ス

當然 に於て、 擧げたとしても。 して課税 る 1: 免秕 れども(註一二)、 され **其持つ物を偶々賣却して得たる代金が、彼の甞て買ひた** せら 3 る るもの る。 此 05 實際之を捕捉すること難きの故に之を発じろといふ見解も 理論上は此 とすべきである。 加 き賣却 15 依 も一の所得として良く(註一○)、 ろ ___ 其 時 は單なる營利に屬 的所得は、 確か んに營利 する一時 實際にも之を課稅し 0 る時の價に比して大で、 事 の所 業に鷽せざ /得であ ā Ď, る ごて居 我 時 囫 0 差利 z 法 所

例

上は

得

ح

ş

あ

理論 立法例 得につき、 n を期望せぬ 上當然 あるを問はず、全く不當なものとはいへない。他に其實例もある(註一四)。或は此種 もあるけれども(註一五)、 投機的目的の伴ふときは所得と爲し、 のは .に所得に属すべきものでないといふの見解もある(註一三)。 稀であり、 他日賣却することあるべきを期 現代 の世にては人が物を買ひたるさき、 其の伴はざるときは所得と見ずとするの しな Ġ のも稀であ から我國法の根據が其の何 其の 他日 る。 騰貴 精 密 すべ の賣却 見解及

者こと

利

殆 局 15 D か二者其中の一を選むべきである。 で甌 んど大 者 ō 決定 旁 别 k す 抵 斯か に依 る理 (全部でないにせよ)投機 ら又は る區 由なきこととなるし、 厕 立法 は ٠Ŀ 活が ď カゞ 良 定 v と思は そして我國法は之を発するのを選んだとして、 õ から 場合 此が 伴ふ には投 伴 といは るる(註一六)。 ፟ Þ 機の 否やを確言することが なくては 目 卽 的 t なら あ 此 ñ ど推定 の如きを全く発す **ぬこさになりて、** ġ 難 る が ζ, 如 \$ 本 此が 人 3 此につき此の Ø か 态 考 伴 課 を尋 意. ዹ 秘 0) حح

する

嫌

カジ

ね當

否

或 加 人 ŧ カゞ 賣 釖 持 0 ታን^ኝ 偶 財 產 Ų. 連 聖 ー つ 綇 するときに、 k 4 片 揣 例 か ら賣 ż 甲月も乙月 う喰 するどきに ģ 甲 车 此 ė, は 單 乙年 'n る營利 も綾 では ŗ tz ح あ る b ል かず ځ 繼 續 卽 的 t, 0)

Ġ 所 得 0) が 生 其 C ろつ h *o*) 督 あ 利 るどして か ら生じた 謥 稅 すべ 榯 ŧ の所得さい O カコ حح <u>ئ</u> ~: 0) 娗 〈 カジ 起 る カゞ 胩 ĤΊ 所 併 得 ï の偶 其 Ñ 各 j. 連續 賣却 行為 L ŤZ ŧ カゞ 0) 各 소 獨 解 71. ġ L べ 12

る

ζ

隨つて之に對しては所得稅

を課すべ

きものでは

ない

٥

此點

につき我裁判例

も之を認

め

C

居

及機會的 非常に困 から生ずる。 1:1 一考にて行はるる其の取引から生ずる各の利得は、 1, 9 Ł 猟(の現 ш. k id: þ. 金寶却 所律 反復せざる又は ĥ 髜 0 稅 は ٧ |所得税を課せらるべきものである。 ャ せらるべ ン ツ見解から、 一時の利得 きものでないともいふが、 さう解し得る の課税は所得税 所得税を課せらるべきものである。 ð. の範圍外であるべきだと往々にして主張されたが、 行政に於ける能率の增進と共に、 時 ۶ n, として、 ラス Ł 時的利得は取引を追 營業を爲す人の通常の營業の一部を構成せざる 例之、 此困難は 跡すること、 投機、 斯 全く打勝ち難きも 並 會礼設 問題 一脱を助ぐこと Ø ν. 4/1 の利 が 利 のて Цić 31

註

米國法にては、

骐

進

の魔却より生ずる利得は凡べて課税すべきものとされる。

そして其の利得は

儿

一三年三月

用

日前に得られたる財産の場合には、 之を計算の外に置くことを餘儀なくされたと爲し、 實際には殆んど行はるるを得ぬ **其費用とは、** 郥 虚が換貨されたときには、 爲めに拂はれたる實際の價格に、 其日の價値を土盛として計算し、 ٤ v Si 圳 論上は所得となるべきだが、 其獲得費、 _ 1 べ ル 夏坤貲、 Ŀ Ą 共日以後に得られたる財産の場合には、 特に、 改良費、 行政上 物體 維持費を加へたものとする。 の非營業的褒却より の考慮が、 其が職業的高 Ö 利得に課税 共土盛は費 人の 場合 する

0

外は、

ことは、

質利の事業に屬せざる一時

Ø

であり、

Ľ

グリ

は

錦 號

第二十八卷

九

JL

拙著、租稅研究、一卷 125以下、六卷 72以下、經濟論叢二十七卷四號、 Shirras, The science of public finance. p. 265-266. 6) 3-4-

⁷⁾ 8) Holmes, 1. c. p. 592. 695. 696. Pigou, A study in public finance, p. 100. Eheberg, Grundriss d. Fw. 3 & 4 Aufl. S. 108.

椚

ふ所でない

稅

きれ

併し締豊商

人が

再び魔却する爲めに買つたときは、

其純益に

つき納税義務

第二十八卷

- 註 46 ij 邷 À. 7 1 Ø 觤 チ 圎 50) ~ ζ ŀŧ ۲î 劜 家 14 屋 文は 掛 淦 農地 は 呃 ħ. 所有者が、 11. 0) Ŵ 座に 共家屋又は いいする。 農地 此に正しき見解に依れば、 赵 資本家 *3*5 其 の有 償證 機會的投機が企てられ 一分を Ħ 節し Æ Ł ė Иţ たか 슾 否 ŧ z) Ū
- Ĥ た多少別 の低めに 四 一則正しき賃行に屬しない 英國法が共れ 稻 扯 Ø = r である。 ŋ 5/ 3 ンを有つ人が ス タ 以上は、 ンプ ń 偶 所得を成形するも 4 英國では、 让 0) 金銭上の 債券、 のと見ぬ 株纷、 必要に應ずる爲めに、 F 財 **建** U, などの機會的 2 ンスタ 奜 ۸ 質却より 初ありといふことだ。 一を顫却しても、共灾 を避却しても、 に依ると、 Ó)利益 英製法で Иį 诞上 Ø 幣 € 自 業と の総 身 7
- 涯 を計 紡 だ 標準から區別し、 見做すとされたが、 ても使 に於て生ずるときにの Ø の選買行為も 前に けては同じてあり、 ü 題 72 迫 用比強に隠する物の資却利益 Ы. 獨逸法、 葯 投機的 っ の來ることを標準とする。 此 崩 囮 顺 ij 買と蜜との間に土地にありては二年以内、 取引が存するか の外に置 墺國法に から 土 дŅ 九二五年法にては、 納税義務が 迊 粗 1税则削 が轉頭の 4 現はるる。 Ö は各場合 . ک 内に得ら ある。 目的 は初 のであ 但 獨逸法では し前 にて又は最近十 b (<u>)</u> á 機會的投機利益にも課税することとなり、 故に私人自らによる家屋、 れた所得 から轉翼の考のなかつただけでは租稅義務なし、 1 の場合(期間から推定する場合)に 傠 墺國法にては、 にか 共一九二〇年法にては、 **%** 7 ð 千馬克以下のときには発税し、 4 内に、又は一九一 借入金にて買入れたること、 其他の物、 賣却 利 裝飾品、 徘 特に有偶證券にありては三月以内 ij 四年 'n 時的難却行為より 給畵 ij |却が營業の範圍内にて又は、 四月一日以降得られたときに 義務者に投機の考のなか 家具, Ħ 財産税義務なきが の投機を目的としたか 及短き所有期間 林等 土地にても投機物體に關 úΣ Ø, 利翁 非投機的 K. は投機と見ら 如 Ø 投機取 JUJ 私 ú き物 つ Ιţ 却 Æ Ñ -かか L 쏊 ことの 找 7: ĸ 減 又は 機質 Ιİ 引擎 κ 納 ī っ O 買約 却 實行 反能 外形 4 15

註一六

æ

IJ

Å

の教授が轉任する爲めに、

Ŀ

を

利

14

を得て褒却

するときに

Ιţ

北

利

77

it

所得で

+

46

- 所有後

Ð

資却には最早、

投機取引を假定し

7,7 其家

何となれば彼が其家

屋を初めに貫ふ場合に投機目的

が

存したと假定されないから。

俳し大都會附近の一

Ā

ð,

なくし 此 迄は收益 で財 ď. Fuisting, a. a. O. S. 150. 10) law of income tax. 3 ed. p. 149. 11)

Stamp. The fundamental principles of taxation. p. 33. Konstam, The

Strutz, Handbuch des Reichssteuerrechts. 3 Aufl. S. 348. Tyszka, Fw. 2 Aufl. S. 201. Eheberg, Fw. 18 & 19 Aufl. S. 308. Derselbe, Grund-

が 7). しつたが、 假定さるるからといふが如きは、 俳し今や建築し得べきものとなつた土地を、 非常に無理な全く恣意的なる理解だといふて居る。 利得を得て頭却するときには、 共利得が所得となる。 此にて は

(註一七) 我行政判例中に、 米穀販壺を營業として爲すのでなく、 罪に定期取 引 の結果、 引取つた現物を處分するに

該當するとある(四十二年五十八號、は、之により、個々、繼續的に所得) 四十四年四月二十六日第三部宣告

繼續的に所得を得た事實あるも、

其所得は臨時偶發的

0) į

*あ*て、

營利の事業に屬せざる一時

にあると

找

13 鶋 は、 Ø 雏 반 (D) 3 **'**5 好 其 鰮 意 1-か 郥 凮 ţ 腈 すと b 回 O) 的 は は 7, 所得 理 U) 論 'n b 他 0) 上は所得に入れ として発耽 な 人 12 רי カ> る H 限 Š 'n 年 þ ٤ ö K は るべ 略 罪な 得 ほ きで 所 _-るけれども(註一八)、 定 3 營利 Ó d) から 仕送 る(註二○)。 緻 に風する一 的 り(贈物さして)を受く 12 3 0) 併し或人 反對 故 腈 0 稐 肵 此兒 办 得で もあるし(註一九)、 別 酸に あ U) 3 þ <u></u>ታ፣ 權 娦 當 如 利 12 à 10 然 場合 基 特に カシ 些 カマ E す 줴 ろ を得 我國 は 0) 4 營利 Ť. 業 法 凰 ح Ŀ

も解 業 t から 註二二)、 併 U 此 U) 加 單 Ť 得 る人 繈 U) 好 意 1= Ш づ 8 Ł Ø 0) 如 稅 きは 棏 可 動 與 的 O Ġ 0) で、 賃

捕捉することは難いことである。 の事業に風せざる一 人の如 なく ij 時 止 てはならず、 きは、 Ø) まるものとしなけれ 所得として発稅するのを正當 萷 0) 借家 場合 事 0) 性質 には家賃の全額 を無料にて借りて居る人、 ばなら Ŀ 其所 Ą 得 の解釋 で は 此 彼 俦 O) U) 锡 どする。 如きものも、 的 合には U) 叉は 所得で 普通 又實際 差

如

B

0)

を

も安き賃料

にて偕

りて居

3

瞥利の事業に驕せざる 一時の所得

第一號

額

だけ

Ó

贈

興

U)

標準

į

釋上

は營利

紋

するごも

共

は

偶

k

維

耛

L

12

は

當

てに

なら

A)

Ą

0)

حح

解し

の所得に 継 解 b 0 riss. S. 108. Loewenfeld. Die österreichischen Steuern. S. 4. Barta, Grundzüge des österreichischen Personalsteuergesetzes, S. 32.

12) Moll, Probleme d. Fw. S. 142.

我

図

法

O)

đ

Ď

其

カギ

13) 野神、前山、213-214。

15

b

此

を受けて居るのであり、此等も見様により一の贈與として本來の性質は所得として課稅して良い けれども(註三三)、我國法上は右いふ所を推して往くと、此も營利の事業に屬せざる一時の所得と <u>-</u>

して不課稅とする外なからう。

前からいふシャンツ見解からいふと所得に入れられる。

分といふよりは資本の増加と見らるべきものだといか。 増加と見らるる。併し彼の課税すべき所得を増加するものとは見られずと爲し、セリグマンも、 フイスチングは、 此が共年に於ける私の收入の一部を成す。併し嚴格にいふと、此が反覆することを期せられないから、 贈與を一回的財産歸屬として課税せず、蝮顱法も贈與は課税義務ある所得としない。英闡法にても、 贈與に依る一回的收得は所得でなくて財産増加だと爲し、ジェンセンも、 、若も私が大な贈物を受けた 贈物は收得者の資本の 所得の成

目の維持に結付かざる任意の贈與物は課税すべきものでない。米甌法にては贈物を所得としないが、米甌にて單なる贈物を

(胜二〇) 獨逸法も、

鐵道局の命によりて再任せられ、邀去二年間の失業期間の爲めに支拂はるるとき、其の支拂は、此が勝手に爲されたものでな 代徴と解せられ、斯くして受取りたる財産は所得として申告さるべきものである。[5]鐵道會社の任事から解雇された者が、 務に對する合理的報酬を超過するものは贈物とす。3使用人が共雇傭の終に際し、 之に對して追加報酬としての課税を妨げない。2使用人及其他の者に爲されたる贈與であつて、報酬の意味を有たず又は蒯 追加報酬(此は所得として課税す)と風別する標準としては、1貨幣が表面上、贈物として受取らるるといふ單なる事實は、 から無償にて又は支拂の約束なくして、受くる所の株券は、會社に對して間接に爲したる重大なる價値ある、 たる勤務に對する報酬の大なる元素を有つ。そして此が受領年の所得として申告されなくてはならぬ。4.會社の役員が會社 前の雇主から受くる總額は、 過去の勤務の 以前に銭し

ŗ

いふ理由で、

贈物として扱はるるととを得ね。(6)手敷料の代りとして邀言執行者への遺産は、

一般に人的勤務の爲めの

Fuisting, a. a. O. S. 149. Jensen, P. f. p. 350. Seligman, The income 14) tax. 2 ed. p. 20.

支拂とは見做されず、 贈ふて之には所得税を課税すべからずといふことだ。 的

墺製にては、

(註二二) 獨逸法にては、 委ねられたるときにも、 規則正しき扶助金(此が襁利に恭きて給付せられすとも)は納殺義務あることとなつて居る。 ゆ 相對的に定められたる純家質につき租税義務あり(尤も此は家主の處にて収る)。全部又は一部無償にて委ねられた住居の利用價値が所得とせられ、墺國法にてす 墺國法にても、 他人に無償にて

0) ú (E) 物 單な 品貨 る ・營利に 得 麢 する 時 の所 得であり、 營利 Ö 事業 に屬せざる _--時 の所 得 とし Ī 課 稅 せら

此 場を持つて所 ü 3 營利 なも 、事業に Ø) 7 đ 謂營業を營まずごも、 屫 る する機 俳 し其 緽 (物を引顔 的 所得と認 連 き一人又は 藏 めて課税 的計 畫的 すべ 數 E 人 Ĭ. きものとなる。 營利を行へば良い 貨與 して賃料 此 を取 ので に営利 b 12 あ 0) るときじ 事 業 とは **13**. 所 謂 最 營業 早

n

付

所

については、

人が

偶

々其持つ物を貸

して御禮を貰つたとして、

斯

0

如

Š

を得たとすれば、 して課税を発ぜらるべきものである。併し彼が (F 勞務 報酬 所得 其は單なる營利に依る一時の所得であり、 或人が自己の所謂、 營業又は 此の如きことを單に偶 職業に屬せざる單なる仕事を爲して報 營利 の事業に屬せざる一 々數 回引續きやつた 時 Ó ۲ 所 酬 得 所 得 ح

のでなく、 殆ど毎日のやうに又は可なり頻繁に之を繰返し行ふに至るときは、 最早彼、 は此 0) 如

一續的所得とするを至當とすることになり、 卽ち発稅の範圍 13 は 屬せざ る事になるo

第二十八卷

 \equiv

第

號

Ξ

例之、

大

15)

る機

管利の事業に屬せざる一時の所得

營利を、

單なる營利

として行はず、

營利

の事業として行ふものとなる。斯

くて營利

0)

事

業

F

屬

3

3

Strutz, a. a. O. S. 350. Loewenfeld, a. a. O. S. 4. Barta, a. a. O. S. 32. Konstam, I. c. p. 243. Holmes, l. c. p. 502. 520-521.

16) Loewenfeld, a. a. O. S. 4. 17) Strutz, a. a. O. S. 345. Loewenfeld, a. a. O. S. 9.

29

學 とは見る かき i 2 に之を為 うき事 の内 弦に 業 0) 耓 る を得 營利 一番學の ど見 内科教授にして宅診を非常 るべきや、 'n 他 事 の多 教授 業よりの繼續 膧 くの依頼 の宅診料 ふては其 繼續 所得 を謝絶 性が存すさ見るべ U) 的所得となるべきものである(註二三)。 所得は單なる營利に依 の如きは、 に制限して、 して居るさすれば、 彼の大學より受くる俸給と並行して、 きやの限界は 一年に一つ二つ、 る 此場合には彼の宅診を以て 時 蹞 0) 所得 る微妙なも 特別知人の 其は通例 どすべきであ ので、 o爲 此 削斷 る め 種 又は其以上に 0) U 0) á 12 人 の六つか 營利 C ره カコ ら之に 例 場合だ 外 卦 業 的

註三三 る時 定によりて、 Ø 報酬についても、 |事業に屬せざる一時の所得に該當せずと爲す(明治四十二年六十四號/ の所得ではないとして居る。 我判例にても、 破産財働を占有し、 其管財人は三年の任期を以て司法大臣より任命せられ、 醫學部の大學教技(青山胤通に關し)の宅診報酬は、 - 共管理及換價を爲すべき繼續的職務を有するものであつて、共報酬は黔利の事業に屬せざ 四十二年六月三十日第三部宣告。 彼の臨時又は偶然の收入にあらずとして、 任期中、 各個の破産事件につき破産裁判所の選 佝ほ破産管財人 營利

יט

のでは

あるとしなければならぬ

(非二四)。

(註三四) П. つ恣意的だとい モルは、 利得を齎らす職業よりの所得(勢質) 原稿料)にては、 **源泉の構成及其繼續性の決定が全く特に疑はしく、**

は 明か (G) 原 ï 稿 單なる鷺利に依る一 料 及印稅 舠 に文筆を業としない人が偶 時 の所得として課税外に置か 々論文を出 るべ きである。 して原稿料を貰つたとしても、 學術研究者が偶 を通 衦 俗

¹⁸⁾

Moll, a. a. O. S. 137. 19)

得で 可い 此 らる ታን 車 じで τ 賣文者、 1; 利 τ は 論文を寄せて原稿料を貰つたとしても、 業 0) 如 其が はな ある。 は ٥ 數 矢張 とい 如 い場合に でき所 ĒD 認 72 车 叉は著 j. Ļ١ ţ め V. Ħ り其も單なる營利 <u>ا</u> で彼 時的であつても繼續的 彼 G よりは、 此 12 得 は は、 は 'n か は は課税 其れ 述常 回 Ē な 5 锥 公益 な 面 į, Ĺ ح رن れだけに o 性 杏 業 ī b か カコ 事業 者の 其 年 僅 質 ß L 上には比較的最不利 Ļ しろ公益 it ķ 隨 見 カ 書い 營利 繰返 許り 於て營利 に仮 ል ると公益 に屬する 繼續 て課 , た 論 盘 の事 して印象 Ó る__ É 稅 であつても課税さるべき所得させらるゝ。 業として良い。 的 睊 事 文の 業 稅 Ø ئ 0) るべ 時 事業を行 ŧ 業に屬する繼續 1-税を生す を得たさしても、 Ø 其が 鷵 所得 0 原稿料は、 のでなく S S 所得 する の地位に立つ(胜三六)。 常例でなく、 として良 っるとい ジク 繈 カ として発稅 で其研究論文の 續 のやうだ。 (賣文業者 彼 ` 的 あ 所得 ふやうな 場合に į, 的 の著述業とい 此 3 所得として、 素人 單なる例外として行つた場合の もの とし も亦單 ごすべ の通 けれども、 て課税 ご解 'n; 純學 原稿 きだが、 偶々著書を作つ な 俗文の起 ふ營利 る營利 Ü 營利 は n 料 術研究者 なくてはならな は Ł な Ħ 事 12 事 最早之を以て單な 12 其が 彼の著書の印税 くては 業に Ė 步 業に屬する所 依 ٧ 其 進 る J Ò))研究事 て其 んで 屬 かず 12 3 なら 庤 妼 繈 まに 난 害物 考 得 續 所 を得 3 して 得 業 得

徘

とし

は

亦

同

如

きに

カュ

らし

ځ

事

台

如

き継

粒

的

'n

桘

性

が乏しく)、

其が事實上形式上、

繼續

した

ځ

L

τ

Ġ,

其

は

倜

k

さうな

3

る場

時所

舉

ø

る

第二十八卷

Б

芽

號

Ŧ

の事業に脳せざる一時の所得

/c

究者の著書であつて、 に此 一まり、 卽ち此は公益事業に屬する一時的所得として発稅して可なりと思はるへ。 あまりに賣れず、數年目に漸く少々の印稅を收める如き場合には、 彼れ 此 鷱 術研 n 亦

た公益 E も課税 最早公益事業に屬 事業に屬する一時の所得とせらるべく、 してゐ る 併 する継 し純 學術 續 上の著書でも、 所得さして課税 隨つて発稅さるべき筈だが、 此 が年 すべきものとい 々繰返して印稅を生ずる場合の る事 になる。 現行 我 税務では實 法 如 0 解釋 きで どし は は之

ては Ŀ 7 如 くに 解すべきものと思 的 ふか 唯だ此につき純學術的と否との差別 が六つかしく、 國 適用

に迷ふことではあらう(註二七)。

(註三五) は内職著述家は我國よりも多く兇ぜらるることになる。 内職として偶々著述家となつたものは、 英國法にては、職業的著述家の生業は、シェチユールDのケース二にいふ生業であり、課稅すべきものとさるるが、

る意味にての職業的勞動に闘しない。個令繼續的でなくとも、同一目的にて企てらるる勞働行為の澤山の存するととを意味 に翳せざる以上は、又は文士的又は藝術家的行爲を止めるといふ決心が、 トルッツも、之につき、不規則に著述を出す文士及創作的藝術家は、 きミルブトは、 斯くて機會的の著述行為にても、 獨逸法にては文떂業者の所得は多少不規則に機會的に生ずるときにも課税するやらである。獨逸一九二五年法につ 其自山職業所得に關し、 此にて機會あれば反殺が排除されざるが如きものが之に屬すといふに居るo 此が一時的行為より生じても之に屬するの所得と見るべきで、此が必ずしも嚴格な 前の行爲が繰返さるることなしといふ確實なる支持點を缺くといふ。2015年此めるといふ決心が、他の職業を取ること によ りて實證されざる以上 彼が其能力を失はず又は此が經驗上全く需要なき回 衍

Иį

通例

源泉が脱去し、隨ふて機會があつても、

20) Konstam, l. c. p. 141.

Mirbt, Grundriss des deutschen und preussischen Steuerrechts. 21) Strutz, Einkommensteuerpflicht und Einkommensteuerveranlagung im Kriege, S. 35.

明 著述報酬) | 墺園法には、殿く學術的の著述のみでなく藝術的のものにても其他のものにても敷年かかりて出來るが如き大作の 特別規定を置く。 は課税せらるるが、 即ち數年かかつ たやら な學術的、 其行為の年數によりて定まりたる小い税率を適用する。 藝術的又は著述的行送の報酬を示す臨時収入(例之、 即ち彼の他の方面よりの經常所

得に **შ**ვ2) 🔾 五 700志、 |恋の二分||たる五〇〇志を加へたる 五〇〇〇志に 相當したる 累進率を、 右の臨時所得の一部を加へたるものに相當する税率を、 二年かかりたる著述の牧人一〇〇〇志とすれば、 税率は五五○○志に對する税率でなくて四五○○志に、 共經常所得及臨時所得の合計額に適用す。 五五〇〇志といふ全所得に適用する 例之、 經常所得四 ے ج 100 F

(H) 借金の棒引 は單なる膾與たることもあるし、 或勤務に對する報償たることもあるし、 E

むを得ず行はるることもあるが、

何れ

にしても債務者に於ける價値

0)

増加では

あり、

法

人だ

で富

然に 所得 12 計算 せられて課 秕さるるが、 個 人に にては單 1 る營利 に屬す る ___ 時の 所得 Ţ 營利 0) 事

業に屬せざる

時

の所得

として兇税さるべきものとなる(註三人)

し又は棒引するときは、 其爲め債権者が貸金を棒引するときは、 米國にては1)債権者が債務者を利することを考ふることなくして、 斯くして抛棄され棒引されたる負債は負債者にとりて所得となる。個人が債権者の爲めに勤務を爲 共れだけの所得が勤務の爲めの超償として負債者によりて得られたるものと見 唯だ債務省が支拂不能なるが故に共賃金を抛棄

對する債権者よりの贈與であり、 (2)併し債権者が單に債務者を利さうと考へ、之に對する何等の約囚なくして負債を棒引するときは、 **贈つて負債者の總市得中に入れらる」を要しない。**

ಕ್ಕ

(1保險金の受領 此 も單なる營利に屬する一時の所得では も るが、 大抵 の普通人にどりては

第二十八卷

-**L**

第

號

£

營利

の事業に歴せざる一時

の所得

Barta, a. a. O. S. 32. Loewenfeld, a. a. O.

22) 23) Holmes, l. c. p. 855-856.

負債額は負債者に

替利の事業に屬せざる一時 の所得 д 第 一號

一 入

營利 我國法上にては當然発世らるべきものである(#lln)o

(杜二九) 保險金、 の事業に屬するものではなく、 富札利得等) モルは、 始んど凡べての制限的概念に於て一致して居ることは、 が所得意義から原則上、 除かるることだといふが、 フイススチングも、 主として、大な一回的の財産帰屬 保險金の支拂に依る一回的 (相級)、 贈 奥

得は単に財産増加であつて所得ではないとして居る。獨逸新法にても一回的財産歸屬を覓除し、

此の如きものとして、生命

生命保険金は発ぜられる

健康、 勞働者賠償保險の其 兵 も 同 じ知

傷害、

傷害保險金、

帝國保險、

恩給

軍事扶助による資本賠償もが免ぜらるる。米國法にても、

法

第二段 論

如くであるべきものと思 Ę 營利 の事業は に屬せざる Á. か 肟 實際 の所得を発する規定が存する以上は、 稅務 では必ずしも此 の如 くに解せら 其解釋 'n

質收純所得は一時的たるご繼續的 ずるのも遺憾であり、 たここを行ひつくあるのは遺憾であり、 |若干の例外は出來やうが)を立つるを選ぶべしご思ふ。 きものを逃しつく、 に取集めることを怠らぬから、 私はむしろ此營利の事業に屬せざる一時の所得を発稅範圍か 他 M には取 たるど、 るべ 其れで良いのだとも思は 同時 か 營利 らざるも に特に正當なる解釋に依りて少からぬ の事業に屬すると のを遠慮なく取つて居 其理 山は るへが、 否とを問はず課稅 併し正當なる解釋 Ą 斯くして實 T ら除き去り、 免税範圍を生 す る Ø と反 赊 本 原 來取 E

則

τ

相

當

12

迹

š

ÞΣ

私

は

我 る

國法

5

Moll, a. a. O. S. 130-131. Fuisting, a. a. O. S. 149. Strutz, Handbuch. 24) S. 350. Holmes, 1. c. p. 867-8. 871.

於

は前段

一所得の本質上――所得の本質、 の所得をも凡べて課するこの原則を定めて、取れ らといふて能力の乏しきものとは限らず、時としては繼續的の所得に比して一層多くの能力 (註三0)。技術上捕捉出來す、實際上逃げられるものの多少生するのは止むを得ぬが、併し一時的 し必ずしも之に反覆性繼續性を必要させず、一時的のものでも可なりとするのを選ぶべしこ爲す 意義は永き時以來の大問題で、未だ決定したといはれ るだけの其を摑むが良い。 特に一時 俯 所得 ぬが、併 *)* >

(住三〇) 萷

川駐

二〇参照

どいふことさへもある(註三二)。之を逃がすのは大に不公平不都合なことである。

(註三一) モルは、 給付能力にとり大な重要をもち、隨つて其不考慮が理論上、 疑もなく、 繼續的の源泉から派入するものと解する能はざる收入が往々にして、 收得者の經濟的及租稅的 ζ, 實際上最も疑問ある結果に導くといふ。

鰯すると嫋せざるとの間に疑問が生じ爭を生ずる。其方はまだ何とか解決するとしても、 時的で繼續的の差別が難く、 二課稅技術上-我國 法の如 解釋の仕様によりて同一物が或は一時的とされ、 **營利の事業に屬せざる一時の所得を発するさきに、** 或は繼續的ごされ 營利 更に 小事業に

て、 摑 Ø) るだけ摑 むとするのが選むべきである。

不公平を生する(註三二)。此からいふても、

る

さいふ

いふて所得に脳すべからざることとなる。併し又略ぼ規則正しきことに満足する と きに は、 **替利の事業に屬せざる一時の所得** モルは、 或高さの収入に於ける反覆の規則正しきことを所得計算の決定的標準とするときに、多くの純収入は嚴格 Jι 一方には、 概念が不明とな JL

むしろ 之に拘らず凡べての所得を課すとし

且 つ實際に使用すべからざるものとなり、 他方に、 純收入の一大部が付ほ、 所得意義から脱することとなると ŝ

より 三經濟政策及其他) 政策に支障を生ずるごいふことはな Ó 所得に課するが の國策 | 如きは不都合のやうにも思はる <u>Ľ</u> 營利 Š の事 其他 業に屬せざる Ø 國策 るが、 例之、 眝 Ō 與 學術 文化政策からいふて、 所得を課税するとしても、 に忠なるほどの者 學術 は 研 别 究 12 所得 經濟 產物

住三三 當然過ぎるほど當然だといふて居る。で、獨逸文化を進める爲めに乏しき報酬にて働く人に、 尤と之には反對說あり。 例之、 一九二二年十月二十三日のケルニツシェ、 其學問 |の勤務に必要なる出費につき課税上の宥怒を與ふることは、 フオルクスツアイツンゲ所載の説の如 ≅,

0)

加

きは

初

いより眼

中になく。

之が

課稅

の為めに其進展を阻

止さるることは

あるまじご思

š

盆三

論

結

以上要之、 可な 我國法にては營利 り多くのものを之に該當すさして発稅しなくてはならぬこさにな の事 業に屬せざる一時 v) 所得 を発稅して居るが、 共 Ž, は 其 ĴΕ は 當 E 解 釋 解 Ŀ す は

其為 く課 致方なきことであるけれども、 めに 稅 す る方が 別 に經濟其他の政策にも反しないと思 得策 であ ġ 此 立法論としては、 زن 如 ŧ ū 所 得 w 本 質上よりも、 むしろ此規定を除却 將 12 課 して、 税技術上か 肵 得 S を出 選むべ 來 B 12

Moll, a. a. O. S. 125.

łŦ

廣

26 27) Biegeleben, &c., Kultur und Steuergesetzgebung. S. 116.